

一般社団法人成蹊会 推薦委員会規則

制 定 平成24年 6月14日 成蹊会理事会
最新改定 令和 2年 9月 9日 成蹊会 会長

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規則は、一般社団法人成蹊会（以下、「成蹊会」という。）役員等選任規程（以下、「規程」という。）第7条第1項に基づき、推薦委員会（以下、「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

(候補者の公募)

第2条 委員会は、会長の委嘱を受けたときは、委嘱にかかる各役職につき候補者の公募手続に関与しなければならない。

2 公募に対して自薦または他薦しようとする者は、指定された公募期間内に、所定の推薦状を委員会に提出しなければならない。なお、郵送にて推薦状を提出する場合は、期間満了日以前の消印のあるものを有効とする。

(推薦状の無効)

第3条 次の各号に掲げる推薦状は、無効とする。

- (1) 所定の用紙に記入していないもの
- (2) 公示された公募期間を過ぎて提出されたもの
- (3) 所定の事項の一部または全部の記載を欠くもの
- (4) 公募期間満了時において正会員資格を有しない者が推薦人または被推薦人となっているもの
- (5) 役職就任時において当該役職者の欠格事由に該当することが明らかなる者が被推薦人となっているもの
- (6) 委員が推薦人または被推薦人となっているもの

(審査及び推薦基準)

第4条 委員会は、役職候補者の審査及び推薦にあたり、次の点を考慮する。

- (1) 被推薦人の成蹊会における役員または委員等としての活動履歴
- (2) 被推薦人が現理事である場合は、理事会出席状況
- (3) 所属同窓会や年齢等の構成バランス

(審査及び推薦結果の通知)

第5条 委員長は、前条により審査及び推薦をしたときは、その結果を速やかに会長に報告するとともに、理事会承認後、推薦人及び被推薦人に通知する。

第2章 成蹊会理事・監事候補者の審査及び推薦

(公募期間)

第6条 第2条第2項の成蹊会理事・監事候補者の公募期間は、改選年の2月1日から同月末日までとする。

2 公募は、成蹊会会誌または成蹊会電子媒体もしくは両手段により行う。

(審査及び推薦期間)

第7条 委員会は、成蹊会理事・監事候補者の推薦につき、改選年の3月1日

から3月31日までの間に委員会を開催し、審査及び推薦を行う。

第3章 成蹊学園評議員候補者の審査及び推薦

(公募期間)

第8条 第2条第2項の成蹊学園評議員候補者の公募期間は、改選前年の10月1日から同月31日までとする。

2 公募は、第6条第2項と同様の手段により行う。(審査及び推薦期間)

第9条 委員会は、成蹊学園評議員候補者の推薦につき、改選前年の11月1日から12月31日までの間に委員会を開催し、審査及び推薦を行う。

第4章 補 則

(規則の改廃)

第10条 本規則の改廃は、会長が委員会の意見を聴取して行う。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月9日改定)

- 1 第7条「改選年の3月1日から4月30日まで」を「改選年の3月1日から3月31日まで」に変更する。
- 2 第7条「委員会を複数回開催し」中「複数回」を削除する。

附 則 (平成26年10月30日改定)

- 1 第2条第1項「候補者の公募を行わなければならない」を「候補者の公募手続に関与しなければならない」に変更する。
- 2 第2条第2項「委員会が指定した公募期間内に」中「委員会が」を削除する。
- 3 第9条「委員会を複数回開催し」中「複数回」を削除する。

附 則 (平成27年10月25日改定)

- 1 第2条第1項「諮問を」の箇所は「委嘱」に変更する。
- 2 第2条第2項「指定した」を「指定された」に変更する。
- 3 第5条「とともに、」の後に「理事会承認後、」を加入する。

附 則 (平成29年2月1日改定)

- 1 第1条「第8条」を「第7条」に変更する。
- 2 第2条第2項「期間満了日付の消印のあるものは」を「期間満了日以前の消印のあるものを」に変更する。

附 則 (令和2年9月9日改定)

- 1 第4条から第9条の「選考」とある箇所を「推薦」及び「審査」に変更する。